



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

破産管財人に源泉徴収義務はない！

～破産管財人が破産法人の元従業員に対して退職金を配当した場合～

所得税法199条は、国内において退職手当等の「支払をする者」は、その支払の際、所得税を徴収し、これを国に納付しなければならないと規定しています。

今回は、破産管財人が破産法人の元従業員に対して退職金を配当した場合、破産管財人はこの「支払をする者」に当たらないとして、高裁のこの部分の判決を破棄した最高裁判決を紹介します。

なお、破産管財人の報酬については、源泉徴収義務があるとして、破産管財人の請求を棄却しています（平成23年1月14日最高裁判決・Z888-1564）。

また、この判決により、国税庁は、1月21日付けで「破産前の雇用関係に基づく給与又は退職手当等の債権に対する配当に係る源泉所得税の還付について」のお知らせをホームページに掲載しました。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

1. 事案の概要

破産管財人である上告人（弁護士）が、旧破産法の下において、破産管財人の報酬の支払をし、破産債権である元従業員らの退職金の債権に対する配当をしたところ、所轄税務署長から、報酬の支払には所得税法204条1項2号の規定が、退職金の配当には同法199条の規定がそれぞれ適用されることを前提として、源泉所得税の納税の告知及び不納付加算税の賦課決定を受けました。これに対して、上告人が、主位的に、源泉所得税及び不納付加算税の納税義務が存在しないことの確認を求めるとともに、予備的に、源泉所得税及び不納付加算税の債権が財団債権でないことの確認を求めた事案です。

なお、退職金債権に対する配当に係る源泉所得税の不納付加算税の賦課決定は別件訴訟で取り消され、国は不服申立てをしていないため、退職金に係る不納付加算税の納付義務はないことになっています。

2. 裁判所の判断

- ① 弁護士である破産管財人の報酬は、旧破産法47条3号にいう「破産財団ノ管理、換価及配当ニ関スル費用」に含まれ、破産財団を責任財産として、破産管財人が、自ら行った管財業務の対価として、自らその支払をしてこれを受けるのであるから、破産管財人は、その報酬につき、所得税法204条1項にいう「支払をする者」に当たり、同項2号の規定に基づき、自らの報酬の支払の際にその報酬について所得税を徴収し、これを国に納付する義務を負うと解するのが相当である。
- ② 破産管財人は、破産手続を適正かつ公平に遂行するために、破産者から独立した地位を与えられて、法令上定められた職務の遂行に当たる者であり、破産者が雇用していた労働者との間において、破産宣告前の雇用関係に関し直接の債権債務関係に立つものではなく、破産債権である雇用関係に基づく退職手当等の債権に対して配当をする場合も、これを破産手続上の職務の遂行として行うのであるから、このような破産管財人と労働者との間に、使用者と労働者との関係に準ずるような特に密接な関係があるということはできない。
また、破産管財人は、破産財団の管理処分権を破産者から承継するが（旧破産法7条）、破産宣告前の雇用関係に基づく退職手当等の支払に関し、その支払の際に所得税の源泉徴収をすべき者としての地位を破産者から当然に承継すると解すべき法令上の根拠は存しない。そうすると、破産管財人は、退職手当等につき、所得税法199条にいう「支払をする者」に含まれず、破産債権である退職手当等の債権に対する配当の際にその退職手当等について所得税を徴収し、これを国に納付する義務を負うものではないと解するのが相当である。
- ③ 原判決のうち平成12年8月分（退職金分）の源泉所得税及びその不納付加算税に関する部分は破棄を免れず、同部分につき第1審判決を取り消して、本件訴えのうち上記不納付加算税に関する部分を却下し、上記源泉所得税に関する上告人の主位的請求を認容すべきであり、上告人のその余の上告は棄却すべきである。
(税法データベース編集室 大高由美子)

◇以上の判決例について詳細（全文・A4判35頁）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込み）で頒布しますので下記あてご一報ください。